

平成30年度 第8回 吹田市政策会議概要

日 時：平成30年9月7日（金）午後4時45分～午後5時25分

場 所：吹田市役所 中層棟4階 特別委員会室

構成員：後藤市長、春藤副市長、辰谷副市長、小西総務部長、稲田行政経営部長、
中江危機管理監、中嶋環境部長、松本土木部長、竹嶋下水道部長、
岡本水道部長

所 管：【都市計画部（住宅政策室）】 乾部長、上野理事、木村室長、中島参事

案 件	台風21号の被害における一部損壊等住宅修繕支援制度の拡充について
担当及び関連部局	都市計画部 住宅政策室
【案件概要】 今回の台風で、一部損壊以上の被害を受けた住宅の所有者に対し、大阪府北部地震と同様に、修繕費の一部として支援金を支給すること。	
【所管部の考え方】 大阪府北部地震と同様、被害が「一部損壊」の場合、災害見舞金等の支給の対象外となるため、修繕費のうち一定額を支援金として支給する。	
【質疑概要】 質問： 今回の台風21号に限り支援金を支給するのはなぜか。 回答： 本市において台風21号に対する災害対策本部が設置されていることや、大阪府においても一部損壊住宅への支援制度が検討されていることから、今回の台風21号は、市民がこれまでに経験したことの無い規模の大きな被害をもたらした災害であったと判断し、支援金を支給しようとするものである。 質問： 大阪府北部地震と台風21号の両方の被害を受けた場合はどうなるのか。 回答： 9月4日までに大阪府北部地震における支援金の支給申請をされたかどうかで判断したい。9月4日までに支給申請された方が、台風21号で新たに一部損壊以上の被害を受けた場合は、支給対象とする。 しかし、9月4日までに地震による支援金の支給申請をされていない方で、台風による被害を受けた場合は、どちらの災害による被害なのか区別がつかず、対応が困難なため、支給申請は1回に限ることとしたいと考えている。	
【結果】 本案件は承認された。所管の提案どおり、手続を進めること。	